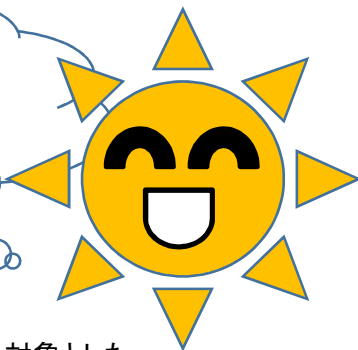


太陽光発電設備をお持ちのみなさま
償却資産の申告は
お済みですか？



土地や家屋にかかる固定資産税のほかに、事業用の資産を対象とした
償却資産にかかる固定資産税もあります。

太陽光発電設備も 固定資産税の対象となる場合があります！

例えば

- 太陽光発電設備のある家を新築した、購入した
- 土地や家屋に太陽光発電設備をつけた
- 相続した家屋に太陽光発電設備がついていた
- 太陽光発電設備による電力を農業やアパート経営など個人で事業に使っている

お心当たりのある方は、裏面の
「太陽光発電設備の申告 チェックシート」
で確認をしてみましょう。

対象となる太陽光発電設備をお持ちの方は、償却資産の申告をお願いします。

お問い合わせ先
飯田市役所 税務課 資産税家屋係(償却資産担当)
TEL0265-22-4511 内線5178

償却資産の申告に関するQ&A

Q. 償却資産とは何ですか？

- A. 個人または法人で製造や小売、農業、アパート経営などの事業(一定の目的のために一定の行為を継続し、反復して行うこと)を営まれている方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用の資産をいいます。

Q. 税額の計算方法は？

- A. 資産の取得価額と耐用年数を基に、税額の基になる課税標準額を算出します。課税標準額に固定資産税の税率、1.4%を乗じて税額を計算します。
ただし、償却資産の課税標準額の合計が150万円(令和9年度分以降180万円)未満の場合には課税されません。

Q. 必ず申告しなければならないの？

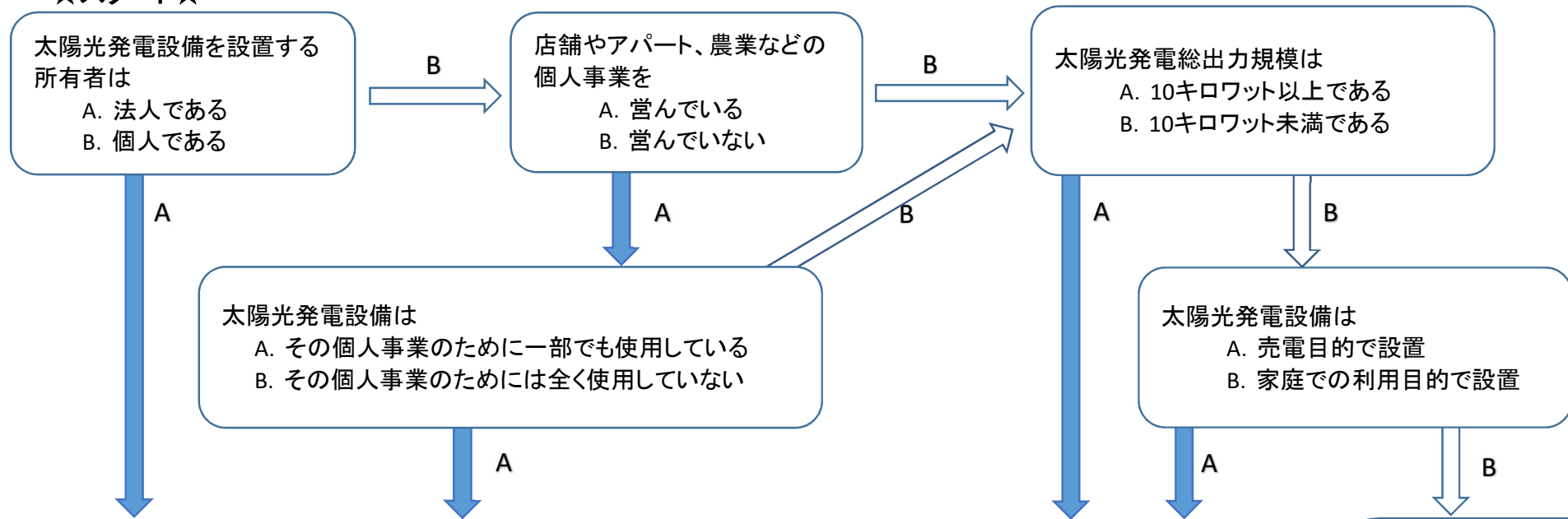
- A. はい。裏面のチェックシートで確認した結果、申告対象となる資産をお持ちの方は申告をお願いします。
事業を営まれている方は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を、資産が存在する市町村へ1月末日までに申告していただく必要があります。
償却資産の課税標準額の合計が150万円(令和9年度分以降180万円)未満の方や、資産状況に変更がない方も、事業を営まれている場合は毎年申告をお願いします。

Q. 太陽光発電設備を増設したり、所有者が変わった場合にはどうすればいいですか？

- A. 太陽光発電設備を増設された場合や、相続、売買等で所有者が変わった場合には申告が必要となる場合があります。お問い合わせ先までご相談ください。

太陽光発電設備の申告 チェックシート

☆スタート☆



償却資産として申告が**必要**です。太陽光発電設備は事業用もしくは売電事業用の資産になりますので、償却資産申告書に必要事項(注1)を記入して申告してください。

太陽光発電設備(太陽光パネル)の設置方法により申告対象設備が異なりますので、下表にてご確認ください。

太陽光パネルの設置方法	償却資産として申告が必要な太陽光発電設備
家屋以外の場所(土地等)に設置	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等
家屋(屋根等)に載せて設置	
家屋に一体の建材(屋根資材等)として設置 (注2)	接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等

(注1) 詳しくは、申告の手引2～5ページをご覧ください。その際、申告書の「15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地」へ 経済産業省に認定された設備ID もしくは設備の所在地も忘れずに記入してください。

(注2) 家屋に一体の建材(屋根資材等)として設置されている場合は、太陽光パネル自体が家屋の固定資産税の課税対象になります。申告書に記入する太陽光発電設備の取得価額にパネルの金額を含めないようお願いいたします。

償却資産として申告は**不要**です。
今回は、太陽光発電設備は事業用の資産ではないとの判断になります。

※ ただし、以下の場合には申告が必要となることがあります。
・太陽光発電設備を増設した
・利用目的が変わり家庭用でなくなった